

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 7 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500223号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500013号

第1 結論

昭和45年10月から昭和46年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月から昭和46年10月まで

昭和45年3月に短大を卒業後、同年8月頃から内職を始めたが、給料から国民年金保険料が払えるようになった同年10月頃に、母が、婦人会役員を通じて国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料は、毎月、給料から現金を母に手渡し、母が婦人会役員に納付してくれた。

現在所持する国民年金手帳に挟んでいた、請求期間の国民年金保険料を納付した証しとなる証書2冊は紛失してしまったが、調査の上、当該期間の年金記録を納付に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、請求者は、母が行ってくれたと主張しているところ、社会保険オンライン記録によると、請求者の母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和46年11月頃にA県B市において払い出されたものと推認されるところ、請求者が所持する国民年金手帳、請求者に係る同市の国民年金被保険者カード、日本年金機構が管理する当時の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)のいずれにおいても、最初の国民年金被保険者資格の取得日は昭和46年11月10日と記録されており、これらのことを踏まえると、請求者は、請求期間には国民年金に未加入であり、同番号によって当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄は、昭和46年度から始まっている上、同年度の11月以降の印紙検認記録欄には、国民年金保険料の納付を示す検認印が押されているものの、請求期間の一部である同年度の4月から10月までの欄には横線が引かれており、検認印が見当たらない。

さらに、請求者に係るB市の国民年金収納記録カードを見ると、昭和45年度の収納記録欄は無く、昭和46年度の11月以降の欄には、国民年金保険料の納付を示す日付印が押されているが、同年度の4月から10月までの欄は空欄である。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に死亡していることから、当該事情について陳述を得ることができない上、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号

の払出しは確認できない。

このほか、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500022号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500014号

第1 結論

平成3年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月及び同年4月

請求期間に係る国民年金の加入については、23年も前のことなので覚えていない。

請求期間の国民年金保険料についても、具体的なことは覚えていないが、未納であれば、役所から督促状や納付書が送られてくるが、納付書などが届いたことは無く、また、所持する年金手帳には、請求期間に係る国民年金の資格記録が記載されており、記載された国民年金手帳記号番号の右側に「A」のゴム印が押されているのは、国民年金保険料の未納が無いからだと思う。

請求期間の国民年金保険料は納付していると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金被保険者に係る資格取得の入力処理日から判断すると、平成8年2月にB県C市D地区において払い出されたものと推認できる。この場合、当該払出時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、請求期間当時における国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、社会保険オンライン記録を見ると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得日(平成3年3月30日)及び喪失日(平成3年5月13日)は、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合する平成8年2月16日に入力処理が行われていることから、請求期間は、当該処理時点まで国民年金の未加入期間であり、請求期間の国民年金保険料は納付することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄に、請求期間に係る国民年金の資格記録が記載されていること、及び国民年金手帳記号番号の右側に「A」の押印があることをもって、請求期間の国民年金保険料が納付されていると主張しているが、当該欄には、国民年金手帳記号番号の払出しに当たって、国民年金に加入すべきであった過去の被保険者期間が判明した場合、遡って当該期間を記載しているものであり、また、当該押印は、年金手帳に

国民年金手帳記号番号を記載した行政機関を示すものであり、ともに国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500116号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500015号

第1 結論

昭和49年9月から昭和57年1月までの請求期間及び同年2月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年9月から昭和57年1月まで
② 昭和57年2月から昭和60年3月まで

国民年金の加入手続については、覚えていないが、昭和47年頃に、母が行ってくれたと思う。

国民年金保険料の納付について、私は関与していないので、結婚するまでの期間は納付していたかどうかは分からないが、結婚した昭和49年9月以降の期間は、元妻が、私と元妻自身の国民年金保険料を毎月、金融機関で納付していたと元妻から聞いた。

また、請求期間の国民年金保険料について、元妻が、自身の分が納付済みと記録されているのに、私の分が未納と記録されているのはおかしいと言っているのを聞いた。

領収証書等の資料は無いが、請求期間①はA県B市において、請求期間②はA県C市において、それぞれ国民年金保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者の元妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、一緒に納付したと陳述しているところ、社会保険オンライン記録によると、請求期間と同じ期間に係る元妻の国民年金保険料は、一部の期間を除き納付済みと記録されている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日からすると、請求期間②後の昭和60年8月頃にC市において国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認されるところ、当該払出時点では、請求期間①及び請求期間②のうち一部の国民年金保険料は時効により納付できないことから、請求期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付するために必要となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらず、これらのことを踏まえると、請求者は、請求期間①及び②当時には国民年金に未加入であり、請求者の元妻が当該期間当時に請求者の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、請求期間①及び②は合わせて127か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間②の当時に居住したとするC市の請求者に係る国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間①及び②の国民年金保険料は未納と記録されている。

加えて、請求者の元妻が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿及び確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500120号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500016号

第1 結論

昭和45年10月から昭和46年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月から昭和46年12月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続は、母が、昭和45年頃に、A県B町(現在は、C市)役場において行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、母が、自宅に来ていた金融機関の職員に依頼して、姉の国民年金保険料と一緒に納付してくれたことを覚えている。

最近になって、姉の年金記録が見つかったと聞いており、私の請求期間の年金記録も抜け落ちているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金について、請求者は、請求者の母が、昭和45年頃に加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和47年1月頃にB町において払い出されたものと推認でき、このことは、昭和45年頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者の所持する国民年金手帳(昭和47年1月31日発行)を見ると、最初の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和47年1月1日と記載されているところ、当該資格記録は、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿及び社会保険オンライン記録と一致しており、これらのことを踏まえると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母が当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、母が、姉の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。」旨主張しているが、社会保険オンライン記録によると、請求者の姉は、請求期間において国民年金の被保険者ではないことが確認でき、このことも請求者の主張とは符合しない上、請求者の国民年金保険料を納付したとされる請求者の母からは、国民年金保険料の納付に係る具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。